

静岡県優良建築・設備工事等表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県くらし・環境部及び交通基盤部等が所管する建築・設備工事において、卓越した技術等に基づき優れた成績を修めた優良工事等の表彰に関し、必要な事項を定め、建設技術の向上と適正な施工を推進し、併せて建設業の健全な育成・発展を図ることを目的とする。

(表彰対象)

第2条 表彰対象工事は、前年度に完成し、かつ「静岡県建設工事成績評定要領」等によって評定された、くらし・環境部が所管する公営住宅工事（以下「公営住宅工事」という。）及び交通基盤部等が所管する建築及び建築関係の設備工事（以下「建築・設備工事」という。）とする。

(表彰区分及び部門並びに種別)

第3条 表彰は、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事に区分して行う。

2 表彰は、前項の区分ごとに次の各号の部門について行う。

- (1) 優良工事 工事成績が優秀で他の模範となる工事
- (2) 優良技術者 工事成績が優秀で他の模範となる技術者
- (3) 安全工事 工事成績が優秀で特に安全管理に優れ他の模範となる工事
- (4) 地域貢献 工事成績が優秀で特に地域貢献等で顕著な功績をあげた工事
- (5) ICT優良工事 工事成績が優秀で特にICTを活用し顕著な成果を収め、他の模範となる工事
- (6) 働き方改革工事 工事成績が優秀で特に働き方改革に顕著な成果を収め、他の模範となる工事

3 表彰の種別は、前2項の区分及び部門のうち、特に優秀なものをくらし・環境部長表彰（公営住宅関係）又は交通基盤部長表彰（建築管理局関係）とし、優秀なものを交通基盤部建築管理局長表彰又は土木事務所長表彰とする。

(表彰方法)

第4条 表彰の方法は、表彰状を授与して行う。

(選考委員会)

第5条 表彰者を選考するため、くらし・環境部内にくらし・環境部（公営住宅関係）優良建築・設備工事等表彰選考委員会（以下「公営住宅委員会」という。）、交通基盤部内に交通基盤部（建築管理局関係）優良建築・設備工事等表彰選考委員会（以下「建築管理局委員会」という。）及び土木事務所内に土木事務所優良建設工事表彰選考委員会（建築関係）（以下「事務所委員会」という。）を設置する。

(選考等)

第6条 選考等は、次のとおりとする。

- (1) くらし・環境部長表彰は、公営住宅委員会で選考し、くらし・環境部長に報告する。
- (2) 交通基盤部長表彰及び交通基盤部建築管理局長表彰は、建築管理局委員会で選考し、交通基盤部長に報告する。
- (3) 事務所長表彰は、事務所委員会で選考し、公営住宅課及び建築企画課へ報告する。

(部長表彰候補者の推薦)

第7条 建築工事課長、設備課長等は、所管する工事において、別に定める優良建築・設備工事等表彰運用基準に基づき、特に優れた成績を修めた受注者又は技術者を建築管理局委員会に部長表彰候補として推薦するものとする。

2 土木事務所長は、所管する工事において、前条第1項第3号により選考した受注者又は技術者のうち、別に定める優良建築・設備工事等表彰運用基準に基づき、特に優れた成績を修めた受注者又は技術者を、公営住宅工事については公営住宅委員会、建築・設備工事については建築管理局委員会に各部長表彰候補として推薦するものとする。

(選考委員会の事務)

第8条 公営住宅委員会の事務は公営住宅課において行い、建築管理局委員会の事務は建築企画課において行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和4年4月1日から施行する。